

# 平成 28 年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

平成 28 年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに過去最大の規模となった。

歳入においては、地方交付税、地方消費税交付金等は減少したものの、繰入金、国庫支出金等が増加したことにより、前年度比39億28百万円の増(+0.7%)となった。

歳出においては、積立金や繰出金等は減少したものの、扶助費、普通建設事業費、物件費等が増加したことにより、前年度比54億98百万円の増(+1.0%)となった。

平成 28 年度の県内市町の普通会計決算額は、

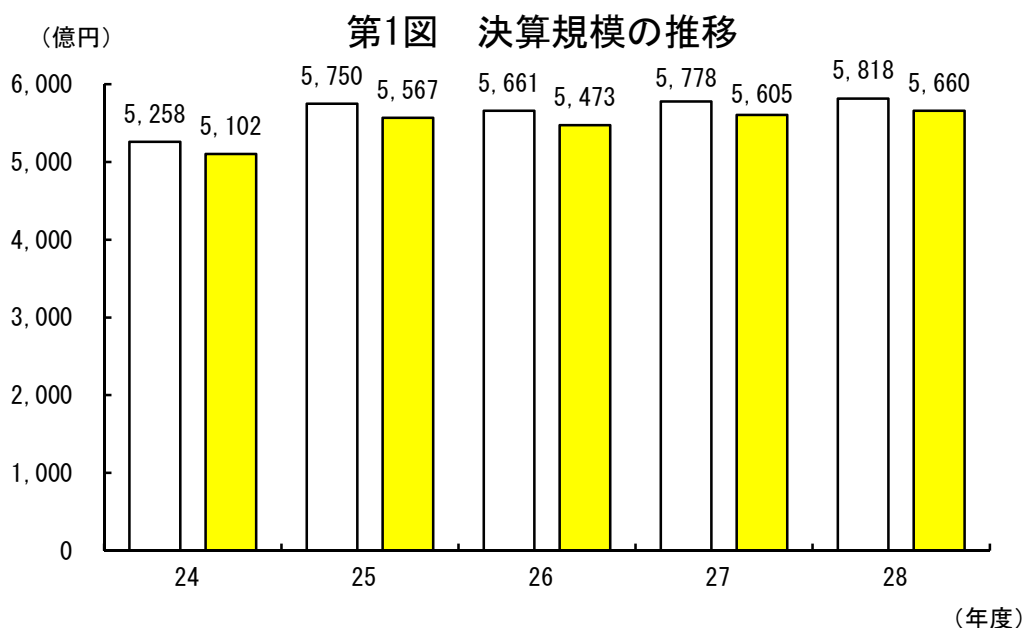
歳入 5,817 億 60 百万円 (前年度 5,778 億 32 百万円)

歳出 5,659 億 70 百万円 (前年度 5,604 億 71 百万円)

であり、前年度に比べると、歳入が 39 億 28 百万円 (対前年度比 0.7%増) 増加、歳出が 54 億 98 百万円 (同 1.0%増) 増加した。団体区分別にみると、歳入が都市で 0.5%増、町で 3.5%増、歳出が都市で 0.7%増、町で 4.6%増となっている。

歳入の増加については、普通交付税の減少により地方交付税が、地方消費税交付金等の減少により各種交付金が減少した一方で、これら一般財源の減少を補填するための財政調整基金および投資的事業の増加に対応するための特定目的基金の取崩しにより繰入金が、社会資本整備総合交付金の増加等により国庫支出金が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、基金積立の減少により積立金が減少した一方で、臨時福祉給付金事業等の増加により扶助費が、システム強靱化対策等により物件費が増加したことなどによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が34年連続で黒字を計上した一方で、単年度収支については4年振りの赤字となった。

実質単年度収支は、単年度収支が赤字になるとともに、財政調整基金への積立額が減少し、同取崩額が増加したことにより12年振りに赤字を計上した。

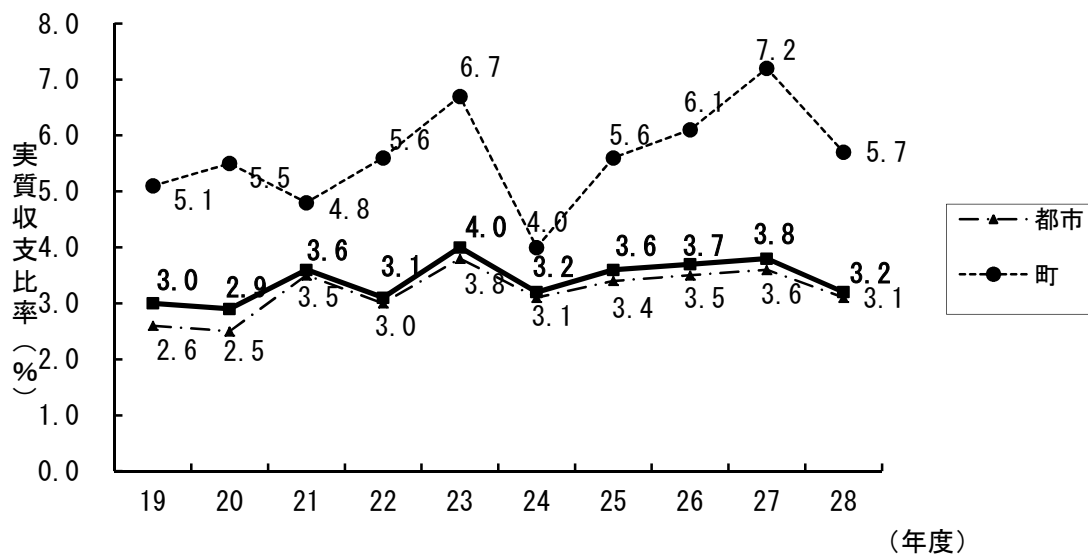
### (1) 実質収支

平成28年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、157億90百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源50億64百万円を控除した実質収支は、107億26百万円の黒字となっている。

黒字額は、前年度（128億17百万円）に比べ20億90百万円減少しているが、昭和58年度以降34年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が3.1%、町が5.7%で、市町全体では3.2%（前年度3.8%）となっている。

### 第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

平成28年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、都市・町とも赤字で、県計では20億90百万円の赤字となっている。

また、赤字の団体数は、19団体中16団体（10市6町）となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市は赤字、町は黒字で、県計では44億38百万円の赤字となっている。前年度との比較では、単年度収支が赤字になるとともに、財政調整基金への積立額が減少し、同取崩額が増加したことにより、赤字化（88億50百万円減）した。

### 3 歳 入

平成 28 年度の歳入決算額は、5,817 億 60 百万円で、前年度に比べ 39 億 28 百万円、0.7%増加している。

これは、地方交付税が前年度比 43 億 5 百万円、4.6%減少、地方消費税交付金が前年度比 24 億 13 百万円、10.0%減少した一方で、基金の取り崩し増加により繰入金が前年度比 91 億 81 百万円、131.0%増加、社会資本整備総合交付金の増等により国庫支出金が前年度比 23 億 73 百万円、3.0%増加となったことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比 1.7 ポイント減の 57.6%となった。

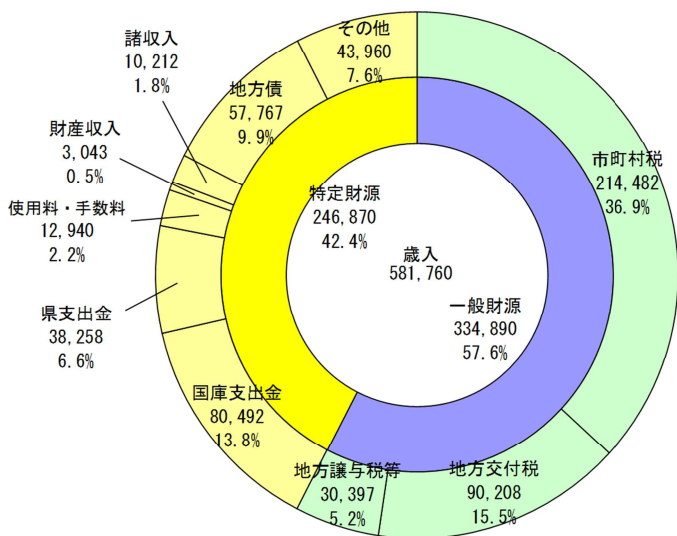
#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,144 億 82 百万円（歳入総額に占める構成比 36.9%）、地方交付税：902 億 8 百万円（同 15.5%）、国庫支出金：804 億 92 百万円（同 13.8%）、地方債：577 億 67 百万円（同 9.9%）が主なものである。

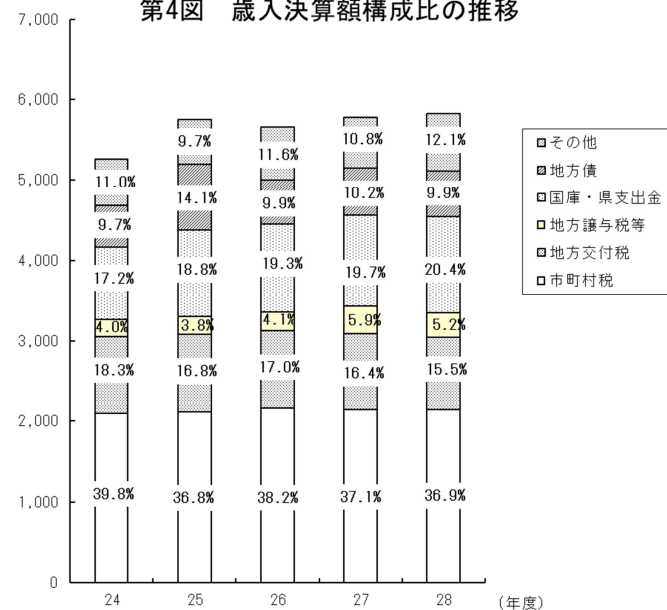
団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位 3 科目をみると、都市においては、市町村税：37.1%（前年度 37.3%）、地方交付税：15.1%（同 16.0%）、国庫支出金：14.1%（同 13.8%）に対し、町においては、市町村税：33.6%（同 33.6%）、地方交付税：21.7%（同 21.8%）、国庫支出金：10.0%（同 9.7%）となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より 3.5 ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より 6.6 ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,348 億 90 百万円で、前年度に比べ 77 億 24 百万円、2.3%減少しており、歳入総額に占める構成比は、57.6%と前年度（59.3%）から 1.7 ポイント低下した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移 (億円)



## (2) 歳入項目別の状況

市町村税は、個人市町民税や固定資産税等の増加により、前年度比0.1%増、1億16百万円の増加となった。

地方交付税は、普通交付税が減少したことにより、前年度比4.6%減、43億5百万円の減少となった。臨時財政対策債は前年度比16.0%減の197億75百万円であった。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の増等により、前年度比3.0%増、23億73百万円の増加となった。

各種交付金は、地方消費税交付金の減等により、前年度比12.4%減、35億51百万円の減少となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比1.0ポイント増加し48.9%となった。この主な要因は、繰入金が増加したことに加え、依存財源が減少したことによるものである。

### 自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 27 年度		比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	284,637	48.9	276,609	47.9	8,028	2.9
市 町 村 税	214,482	36.9	214,366	37.1	116	0.1
諸 収 入	10,212	1.8	11,466	2.0	▲1,254	▲10.9
使 用 料 ・ 手 数 料	12,940	2.2	13,058	2.3	▲118	▲0.9
そ の 他	47,003	8.1	37,719	6.5	9,285	24.6
依 存 財 源	297,123	51.1	301,223	52.1	▲4,100	▲1.4
地 方 交 付 税	90,208	15.5	94,513	16.4	▲4,305	▲4.6
国 庫 ・ 県 支 出 金	118,750	20.4	114,108	19.7	4,643	4.1
地 方 債	57,767	9.9	58,654	10.2	▲887	▲1.5
そ の 他	30,397	5.2	33,949	5.9	▲3,552	▲10.5
合 計	581,760	100.0	577,832	100.0	3,928	0.7

## 4 歳 出

平成 28 年度の歳出決算額は、5,659 億 70 百万円で、前年度に比べ 54 億 98 百万円、1.0%増加している。

目的別構成比では、民生費が全体の 3 分の 1 超(35.2%)を占めており、総務費 (13.0%)、教育費(12.5%)、土木費(10.8%)がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費および人件費の増により前年度比 2.1%増、2,639 億 31 百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比 1.4%増の 830 億 91 百万円となった。

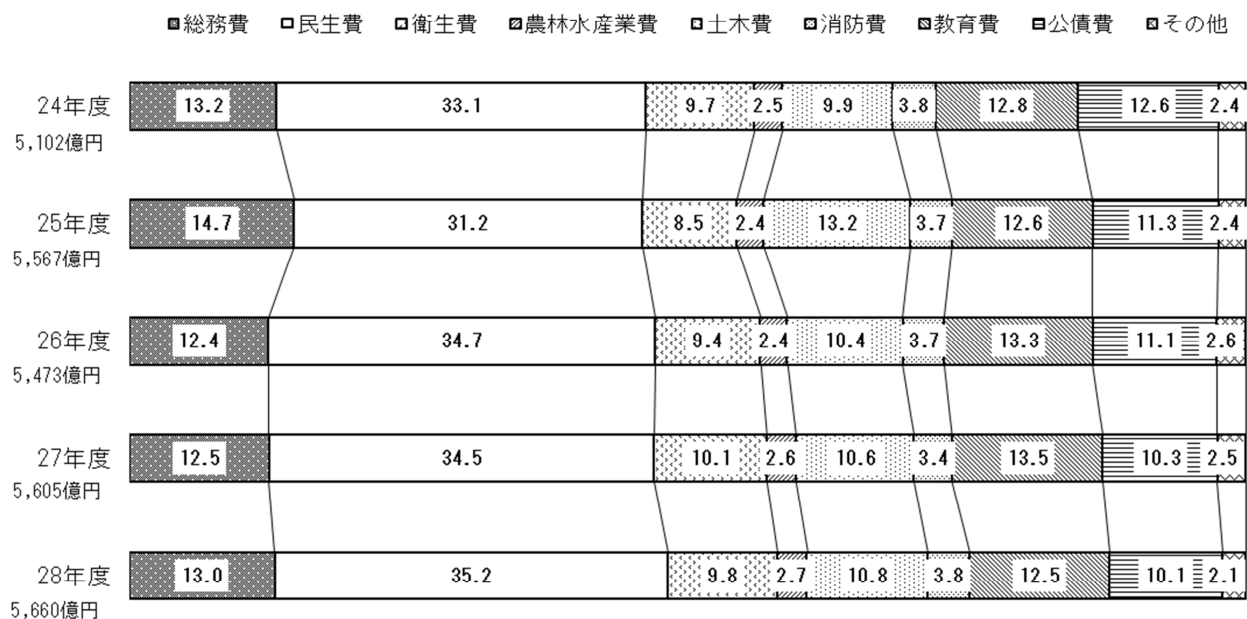
### (1) 目的別歳出の状況

歳出総額に占める構成比は、民生費（歳出総額に占める構成比 35.2%）が最も高く、総務費（同 13.0%）、教育費（同 12.5%）、土木費（同 10.8%）と続いている。民生費は平成 14 年度以降 15 年連続で最も高い構成比となっており、6 年連続で 30%を上回っている。

決算額の前年度比では、民生費は、認定こども園等の施設整備のほか、臨時福祉給付金事業等により、前年度比 59 億 24 百万円の増となった。総務費は、庁舎整備事業等により前年度比 35 億 5 百万円の増、教育費は、小・中学校の整備等の減少により前年度比 47 億円 17 百万円の減、土木費は、大型建設事業等により前年度比 18 億 3 百万円の増となった。また、公債費は、地方債元利償還金の減少により、前年度比 4 億 64 百万円の減となった。

10 年前(平成 18 年度)の決算額と比較すると、決算額全体が 18%の増となる中、民生費は 68%増、消防費は 25%増となっており、一方で公債費は 8%減となっている。

## 第 5 図 目的別歳出決算額構成比の推移



## (2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,639 億 31 百万円(歳出総額に占める構成比 46.6%)、投資的経費 830 億 91 百万円(同 14.7%)、一般行政経費 1,467 億 63 百万円(同 25.9%)となっている。

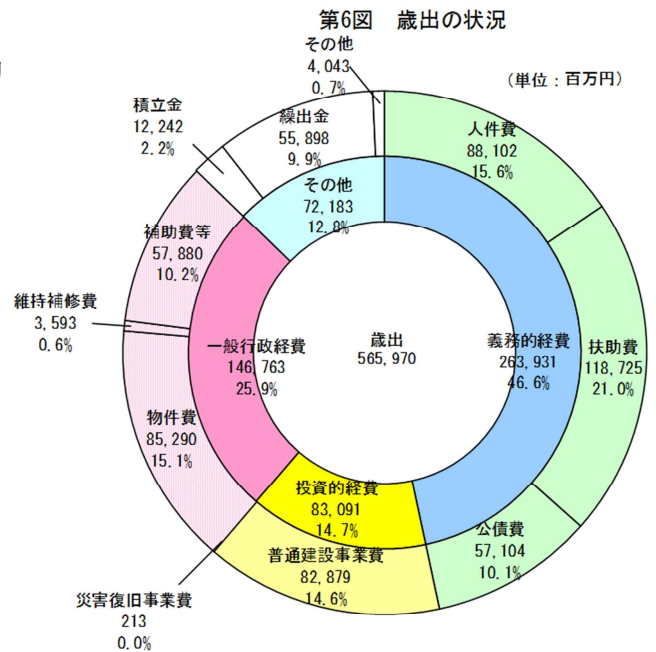
前年度と比べると、義務的経費の割合は 0.5 ポイント増、投資的経費が 0.1 ポイント増、一般行政経費が 0.3 ポイント増となっている。

義務的経費のうち、人件費は、人事院勧告による給料表の改定等により、前年度に比べ0.2%の増となった。また、扶助費は、臨時福祉給付金事業等により、前年度に比べ5.0%の増となり、16年連続の増加となった。

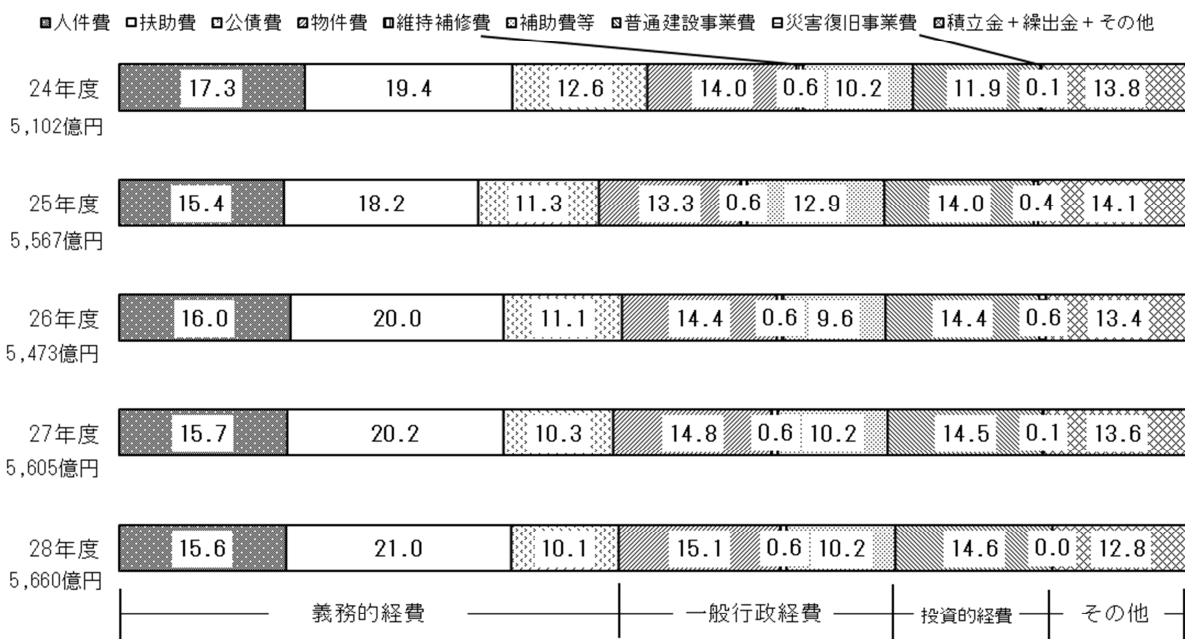
投資的経費のうち、普通建設事業費は庁舎整備や公園整備等の増加により前年度に比べ1.9%の増となった。

一般行政経費については、下水道事業の法適化に伴う計上科目の振替により、補助費等が前年度と比べて1.5%の増となる一方で、繰出金は前年度と比べて4.7%の減となった。

また、10年前(平成18年度)の決算額と比較すると、決算額全体が18%の増となる中、義務的経費は 22%の増となっている。内訳としては、人件費は8%減となっているものの、扶助費は社会保障関係経費の増等により104%の大幅増となっている。また、投資的経費は12%の増となっている。



## 第7図 性質別歳出決算額構成比の推移



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母である経常一般財源が地方交付税の減等により減少する中、分子である経常的経費充当一般財源が扶助費の増等により増加した結果、91.6%（都市91.7%、町90.7%）と前年度より2.9ポイント上昇した。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

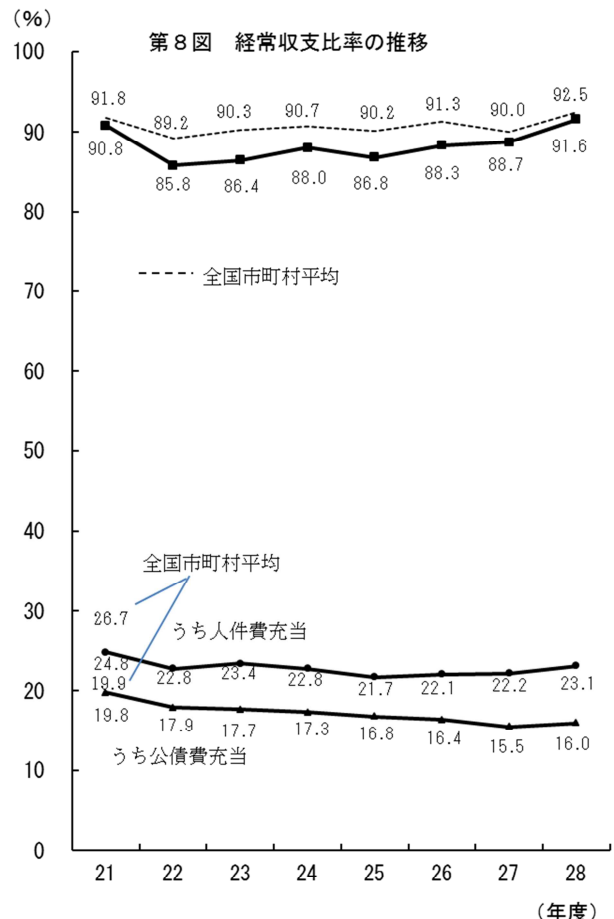
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成28年度の経常収支比率は、分母である経常一般財源が地方交付税の減等により減少する中、分子である経常的経費充当一般財源が扶助費の増等により増加したことから、前年度の88.7%に比べて2.9ポイント上昇し、91.6%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は23.1%で、前年度に比べ0.9ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は16.0%で、前年度に比べ0.5ポイントの上昇となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は14団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、16団体において比率が上昇、3団体において低下した。



### 経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
24		1	0	0	4	9	5	0	0
25		0	0	1	5	10	3	0	0
26		0	0	0	5	8	5	1	0
27		0	0	0	4	9	5	0	1
28		0	0	0	1	4	12	2	0

## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、地方債現在高および債務負担行為額が増加し、積立金現在高が減少したため、全体としては、前年度比12.0%増加し、5,469億86百万円となった。

地方債現在高は、臨時財政対策債の現在高増等により、前年度比1.1%増加した。

また、積立金現在高は、その他特定目的基金は増加したものの、財政調整基金および減債基金が減少したため、総額では前年度比1.6%の減少となり、平成21年度以来の減少となった。

### (1) 地方債現在高の状況

平成28年度末の地方債現在高は、5,756億84百万円であり、臨時財政対策債の現在高増等により、前年度末(5,695億30百万円)に比べると61億54百万円増加した。

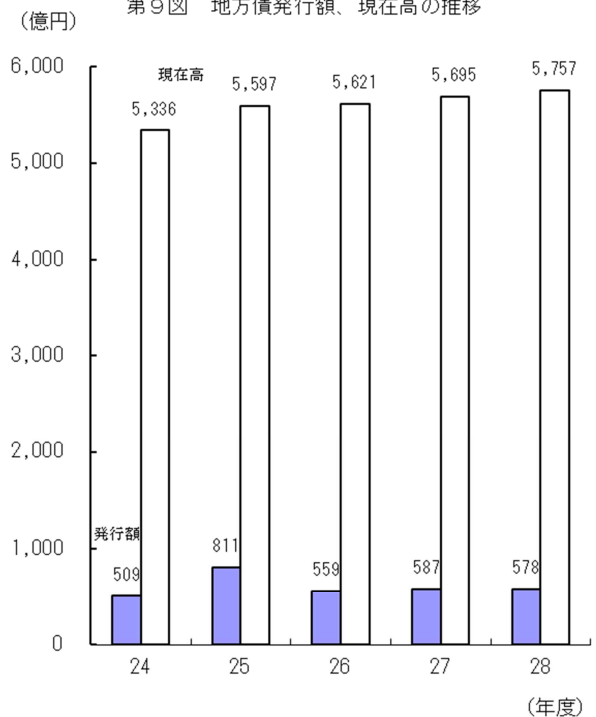
地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合が年々増加し、2,462億90百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、405,337円(前年度401,116円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(42.8%)、一般単独事業債(28.9%)、学校教育施設等整備事業債(8.1%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(32.8%)、市中銀行(28.1%)、地方公共団体金融機構資金(13.8%)、旧郵政公社資金(4.0%)等となっている。

第9図 地方債発行額、現在高の推移



### (2) 積立金現在高の状況

平成28年度末の基金残高は、1,872億94百万円であり、前年度末(1,904億15百万円)に比べると31億21百万円減少し、平成21年度以来の減少となった。

基金別の内訳をみると、財政調整基金(現在高525億61百万円)は前年度末に比べて46億33百万円の減少、減債基金(現在高347億39百万円)は10億71百万円の減少、その他特定目的基金(現在高999億94百万円)は25億84百万円の増加となった。

### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

平成28年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,585億97百万円であり、前年度末(1,092億7百万円)に比べると、ごみ処理施設整備および運営委託料等により、493億89百万円増加している。

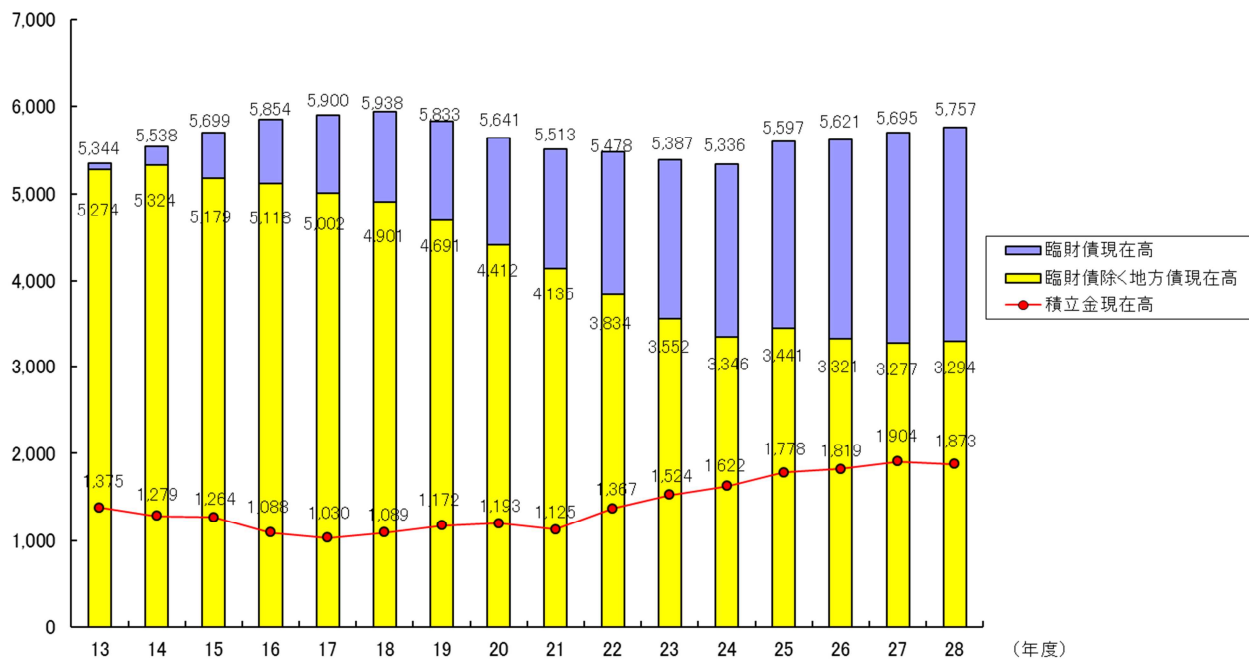
なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引



いた実質的な財政負担は、5,469億86百万円となり、前年度（4,883億22百万円）から586億64百万円、12.0%増加した。

(億円)

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内・全国ともに実質赤字が生じた市町はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内・全国ともに連結実質赤字が生じた市町はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、7.2%（都市 7.3%、町 6.1%）となり、前年度に比べて 0.7 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 26 年度から平成 28 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債

費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。  
早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。  
県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、15.0%であり、前年度に比べて0.5ポイント上昇した。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は1団体となっている。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成20年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、平成28年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| ・実質赤字比率  | 0団体（0団体） | ・連結実質赤字比率 | 0団体（0団体） |
| ・実質公債費比率 | 1団体（1団体） | ・将来負担比率   | 1団体      |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。